

# 岩手県産木材を活用した いわて県民情報交流センター木質化事業

## 業務仕様書



令和 3 年 5 月  
岩 手 県

# 岩手県産木材を活用した県民情報交流センター木質化事業 業務仕様書

この「業務仕様書」（以下「仕様書」という。）は、岩手県（以下「県」という。）が実施する「岩手県産木材を活用したいわて県民情報交流センター木質化事業」（以下「本事業」という。）の受託候補者の選定に関し、県が契約する事業者（以下「受託者」という。）に要求する本業務の概要や仕様を明らかにし、企画コンペに参加しようとする者（以下「参加者」という。）の提案に具体的な指針を示すものである。

## 1 業務概要

### (1) 業務名称

岩手県産木材を活用したいわて県民情報交流センター木質化事業

### (2) 業務の目的

ア 岩手県産木材を活用した木製デザインの展示パネル等を製作し、県産木材利用の促進を図ること。

イ いわて県民情報交流センター木質化事業は、掲示物の掲示や展示効果について、現存の機能を保持しつつ、木の持つ働きに関する普及啓発と理解の醸成を図るものとする。

### (3) 業務内容

ア 木製デザインの展示パネル等の製作及び設置

イ その他県産木材の利用促進に関し応募者が提案する内容（任意）

### (4) 設置場所

いわて県民情報交流センター（アイーナ）（盛岡市）

### (5) 委託期間

委託契約締結日 から 令和4年3月15日（火） まで

### (6) 委託料の上限額

18,993千円 以内（税込）

## 2 仕様詳細

### (1) 木製品一覧及び詳細

#### ア 県民プラザの木質化

製品	基本サイズ・要望	数量	イメージ
展示パネル①	自立式 900 mm（幅）×2100 mm（高）	27 枚	①
展示パネル②	自立式 900 mm（幅）×1200 mm（高）	8 枚	
展示台①	900 mm（幅）×600mm（奥行）×700 mm（高） ・前方に扉があり、内部に物品が収納できること ・展示パネル①若しくは②の脚部を展示台下部に納めることができ、展示パネルと密着できること	35 台	
大型専用バナー	3000 mm（幅）×1500 mm（高）	1 台	
L 字カウンターデスク①	700 mm（幅）×850mm（奥行）×700 mm（高） ・内側に棚受け設置し、備品等の収納が可能なこと	1 台	
L 字カウンターデスク②	1200 mm（幅）×700mm（奥行）×700 mm（高） ・内側に棚受けを設置し、備品等の収納が可能なこと	1 台	

製品	基本サイズ・要望	数量	イメージ
販売カウンター	900 mm(幅)×700mm(奥行)×900 mm(高) ・内側下段に鍵付き扉を設置し現金等を保管できること ・中段、上は棚受けを設置し、備品等の収納が可能なこと	1台	①
パーテーション	550 mm(幅)×700 mm(高)	1台	
その他 付属品(ワイヤー)		60	

#### イ 環境学習交流センターにおける木育の推進

製品	基本サイズ	数量	イメージ
展示台②	2700 mm(幅)×1200mm(奥行)×700 mm(高) ・ストッパー付きキャスターが付き、移動可能であること ・2台に分割可能であること	1台	②
木育推進用展示物 (木育ワゴン)	1600mm(幅)×700mm(奥行)×1500mm(高) ・ストッパー付きキャスターが付き、移動可能であること	1台	

#### (2) 材質等について

- ア 主要な材料は、岩手県産木材とする。ただし、掲示部分は、掲示しやすい素材による。
- イ 設置後に狂いやねじれが生じないように乾燥材(含水率20%以下)を用いることとし、表面を滑らかに仕上げること。
- ウ 日常的な使用に堪えるものであること。
- エ 木目を生かした塗装を施すこと。
- オ 消防法その他関係法令に適合したものとすること。

#### (3) デザイン等(本体形状)について

- ア 自立据置型(両面利用)とすること。
- イ 両面にポスターやチラシ等を掲示することができるようにすること。
- ウ 県産木材の利用促進に繋がるようなデザインや表示に配慮すること。
- エ 移動が容易な構造とすること。
- オ 本体デザイン等は、提案内容を参考に、発注者と協議の上最終決定する。

### 3 契約に関する条件等

#### (1) 再委託等の制限

- ア 受託者は、本業務の全部又は本業務の企画若しくは制作等のうち監理業務部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。
- イ 受託者は、本業務の一部を第三者に委託することができるが、その際は事前に再委託の内容、再委託先(商号又は名称)、その他再委託先に対する管理方法等、必要事項を県に対して文書で報告しなければならない。

#### (2) 再委託の相手方

受託者は、上記「(1) 再委託等の制限」イにより本業務の一部を第三者に委託する場合は、その相手方を、岩手県内に主たる営業所を有する者の中から選定するように努めなければならない。

**(3) 業務履行に係る関係人に関する措置要求**

ア 県は、本業務の履行につき著しく不相当と認められる場合は、受託者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

イ 県は、上記「(1)再委託等の制限」イにより受託者から受託を受けた者で本業務の履行につき著しく不相当と認められる場合は、受託者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

ウ 受託者は、上記ア、イによる請求があったときは、当該請求に係る事項への対応について決定し、その結果を、請求を受けた日から10日以内に、県に対して書面により通知しなければならない。

**(4) 権利の帰属等**

本業務の実施により制作された成果物及び資料又はその利用に関する著作権、所有権等に関しては、原則として委託料の支払いの完了をもって受託者から県に移転するものとする。

その詳細については、県及び受託者間で協議の上、別途契約書により定める。

**(5) 機密の保持**

受託者（再委託先を含む）は、本業務を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、目的外の利用、第三者に開示、漏えいしてはならない。契約終了後もまた同様である。

**(6) 個人情報の保護**

受託者（再委託先を含む）は、本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、個人情報保護条例（平成13年3月30日岩手県条例第7号）を遵守しなければならない。